

ル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルヘシ  
右證據トシテ西帝國全權委員ハ茲ニ本  
講和條約ニ記名調印スルモノナリ  
明治三十八年九月五日即一千九百五年  
八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」(「ニューハ  
ムプシヤ州」)ニ於テ之ヲ作ル

小村壽太郎(記名)印

高平小五郎(記名)印

セルビ、ウヰツ  
テ(記名)印

ローゼ  
シ(記名)印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル  
日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣  
示ス

朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆  
國「ポーツマス」(「ニューハムプシヤ州」)ニ於  
テ帝國全權委員及露國全權委員ノ記名  
調印シタル講和條約ノ各條目ヲ親シク  
閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間  
然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准